

第32回補助事業に関する第三者委員会 議事要旨

- 1 日時：令和8年7月10日（金）13：55から15：45まで
- 2 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階大会議室
- 3 議題：（1）第31回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応
（2）令和7年度事業の評価結果等
（3）令和7年度畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の執行状況（不用額の分析等）
（4）施設整備事業の事後評価結果（令和7年度事後評価分）
（5）令和8年度の補助事業の概要等
（6）その他
- 4 出席委員：小澤委員、後藤委員、佐藤委員、高橋委員、長命委員
※高橋委員は書面参加
- 5 農林水産省出席者：畜産局総務課 林調査官、機構班 大川課長補佐、佐々木畜産専門官、田中係長、農産局園芸作物課価格班 松村係員
- 6 役職員出席者：天羽理事長、瀬島副理事長、得田総括理事、藤島総括理事、橋場理事、大倉理事、後藤理事、玉原理事、大野監事、渡邊監事ほか
- 7 開会、理事長挨拶等
一丸企画調整部長が開会を宣言した。
次に、天羽理事長が挨拶し、令和7年度において機構が実施した補助事業の概要等について説明した。
補助事業に関する第三者委員会設置要領第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により小澤委員が座長に選任された。
小澤座長は、委員会の終了後、委員の了承を得た上で、ホームページに委員会の議事要旨を公開したい旨を提案し、各委員の了解を得た。

8 議事

議題（１）「第31回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応」について藤島総括理事から、議題（２）「令和７年度事業の評価結果等」、議題（３）「令和７年度畜産業振興事業の執行状況」「令和７年度野菜農業振興事業の執行状況」について藤島総括理事及び後藤理事から、議題（４）「施設整備事業の事後評価結果」について藤島総括理事から、議題（５）「令和８年度の補助事業の概要等」について藤島総括理事及び後藤理事から、それぞれ資料に基づいて説明し、質疑応答を行った。

<質疑応答>

[議題（１）第31回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応]

特になし。

[議題（２）令和７年度事業の評価結果等]

(佐藤委員)

野生イノシシ用の経口ワクチンの導入・保管の支援について、海外産よりも高い国内産を一部導入する意義を教えてください。また、海外産よりも高い国内産の利用には、国内製造支援の意図も込められているのではないと思うが、国内製造の今後の展望が見えていたら教えてください。

(大倉理事)

従来、野生イノシシ用の経口ワクチンは国内製造されていなかったためドイツ製造品を100%利用していたが、１社頼み、１か国頼みの調達体制は非常に脆弱であることから、リスク分散を目的として国内製造に向けた取組が進められてきた。九州地域での野生イノシシによる豚熱感染拡大が確認される以前の想定として、同地域での感染拡大時にドイツからのワクチン供給が滞った場合の備えが必要ではないかという議論が起こったことが、国内製造推進の契機と聞いている。

従って、本事業において国産ワクチンを導入する意義はリスク分散である。製造能力の面で、海外産を全て国内産に置き換えることは難しいものの、現時点ではドイツから安定的に調達できているため、価格面も考慮しながら海外産と国内産のバランスを取っていくことになると思料。

今後、国内で複数メーカーがワクチン製造に参入するかどうかといった見通しは立てづらいが、このたび複数ルートから調達できるようになったことにより、一定のリスク管理強化が図られたと考えている。

(佐藤委員)

海外産と国内産の価格差はどの程度か。

(大倉理事)

価格交渉には関与していないため正確な価格は把握しかねるとともに、導入価格は入札で決定されるものであるが、当初想定していた大幅な価格差はなく、国内産の方が若干高いという程度だと聞いている。リスク分散が図られるというメリットを考えれば、合理的な価格差で導入されていると認識している。

(佐藤委員)

調達ルートの多角化によりリスク分散が図られることから、その程度の価格差は許容されて然るべきという考え方の下、本取組を実施しているということか。

(大倉理事)

然り。機構だけではなく農水省にてリスク管理上、政策的な必要性の下で進められた取組である。

なお、令和8年度からはalic事業ではなく日本中央競馬会（JRA）畜産振興事業として実施している。海外産と国内産の価格差については家畜衛生に携わる関係者から十分ご理解いただいた上で、民間の取組に移行したものと考えている。

(佐藤委員)

肉骨粉適正処分対策事業は、当初は政策的な変更に伴う緊急的な激変緩和措置という位置付けだったと認識している。こうしたタイプの事業は、ゆくゆくは支援がなくとも事業者自身の取組として実施していけるよう指導したり、補助の仕方を工夫したりするものだと思うが、こうした対応は本事業に係る政策には含まれているのか。

(大倉理事)

本事業は、BSE発生により牛または牛以外の反すう動物由来の肉骨粉の利用が禁止されたことを受けて措置され、当初はコンタミ防止の観点から豚、鶏など反すう動物以外の動物由来の肉骨粉も全面的に利用禁止されていた。その後リスク管理措置の進展あるいはリスク評価の結果により、徐々に規制が緩和され、近年では牛由来の肉骨粉自体も肥料向けや豚・鶏の飼料向け利用が再開されたことにより、肉骨粉焼却量の減少、つまり事業費の減少につながっている。

しかし、BSEに関してわが国は清浄国だが、世界全体では根絶しておらず、100万頭に1頭程度の割合でBSEが自然発生する牛もいると言われている。リスク自体はゼロにはならないため、かつてのように飼料規制を完全に撤廃することは難しいが、徐々に規制を緩和していく動きは今後も進展していくのではないかと。

(佐藤委員)

規制の監督官庁である農水省と連携しながら、事業費の抑制に取り組んでいくという認識でよろしいか。

(大倉理事)

然り。当初、本事業は100億円近い事業費だったところを徐々に減らしてきたが、現在の事業規模も36億円と非常に多額である。農水省と連携しながら事業費抑制に取り組んでまいりたい。

(長命委員)

酪農ヘルパーについては資料に記載されているが、肉用牛ヘルパーの利用実績について教えてほしい。

(大倉理事)

事業実施主体である一般社団法人全国肉用牛振興基金協会が実施した令和7年度の実態調査によると、肉用牛ヘルパーの活動主体である活動組合は167組合、そのうち93組合が本事業に参加している。参加農家戸数は令和7年時点で約17,000戸で、全国の繁殖農家戸数が30,000戸弱であることから、加入率は6割弱である。

(長命委員)

肉用牛ヘルパーの利用により、農家はどの程度休日を確保できているのか。

(農林水産省林調査官)

酪農ヘルパーは酪農家の休暇取得を目的としているのに対し、肉用牛ヘルパーは子牛出荷時の手助け等を肉用牛農家が相互に行い負担軽減を図る取組であり、本事業はその取組を支援している。従って、休暇取得実績のデータは出てこないかと思う。

(小澤座長)

酪農ヘルパーの実態は分かるが、肉用牛ヘルパーは具体的な活動のイメージが湧きづらい。高齢の繁殖農家が子牛を出荷する際の手伝い等が主な活動ということか。

(藤島総括理事)

酪農ヘルパーはalic事業を通じて国、都道府県、生乳生産者団体等により基金造成し、生産者団体傘下の農協等を中心として組織的に始まった取組であり、休暇取得時や傷病時に出役している。

一方で、肉用牛ヘルパーは農協の手が届きにくい地域などにおいて、給餌等の日常作業というよりも子牛の出荷や粗飼料生産等を、家畜運搬車両や専用機械を

保有する農家が協力するという取組であり、設立されているヘルパー利用組合は任意団体であることが多い。

酪農ヘルパーにおいては要員確保が課題となっている中で、人材の養成などに組織的に取り組んでおり、それらに対し補助事業で支援しているところ。肉用牛ヘルパーについては、結いの精神で肉用牛繁殖農家の高齢化等に対応していくというものであり、補助事業でもそういった取組に対し支援しているところ。

(小澤座長)

ぜひ『畜産の情報』等で、肉用牛ヘルパーの先進的な取組等について情報発信をしてほしい。

(長命委員)

遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入に対する奨励金交付について、当初、導入頭数はどのように推移する見込みだったのか、また現状はどうなっているのか教えてほしい。

(後藤委員)

本事業について、資料3-1に記載されている事業参加生産者数は参加農家戸数ということか。また、交付申請頭数は、守るべき系統の牛として申請された頭数で、これが補助対象となったということか。

(大倉理事)

事業参加生産者数は参加農家戸数と同義である。また、交付申請頭数は、利用上位ではない種雄牛由来の雌牛を導入するために申請のあった頭数である。なお、本事業は、系統を守るというよりも、近交係数が高まり遺伝的に強い偏りが見られる近年の状況を解消することを目的として実施している取組である。

令和6年度の実績は、事業参加者数が183者、交付対象頭数は384頭である。資料3-1に記載した令和7年度のデータは交付申請ベースではあるが、増加傾向となっている。

(長命委員)

遺伝的多様性を守るべく事業に参加する者が増えたのであれば喜ばしいと思うが、申請頭数が増加傾向にある背景としては何が考えられるか。

(藤島総括理事)

低迷していた子牛の取引価格が昨年に入って急速に回復し、繁殖農家において雌牛の導入意欲が高まったことが一因と考えられる。事業参加は自己負担を伴うため、参加意欲に大きく影響するのは子牛の価格動向だと思う。ただし、近交係数の高まりによる遺伝的リスクの上昇を回避するという目的も含めて事業内容を

説明しており、当然それをご理解いただいた上で申請していただいている。

(小澤座長)

肉用牛経営安定対策補完事業の取組として、大学等で開催される家畜人工授精師養成講習会に講師を派遣して、法令遵守の説明を実施したとのことだが、自身の所属大学にはこの取組が案内されていなかったのもので、今後はぜひ広く周知していただきたい。

(藤島総括理事)

承知した。今後はできるだけ広く案内するよう留意したい。

(小澤座長)

酪農ヘルパーの要員が確保できない背景として、根本的に何が課題となっていると考えられるか。

(藤島総括理事)

仕事が早朝からの重労働であることや、出役先の多くが遠隔地や交通の便が悪い環境での給与面の課題がまず考えられる。そこでヘルパー要員の待遇改善を図るため、令和8年度は国の指示を受けて、ヘルパーの給与の引上げを行ったヘルパー利用組合に奨励金を交付する取組を開始した。

また、ヘルパー要員確保のための募集活動の一つとして、酪農ヘルパーの仕事を知ってもらうために、教育機関で出前講座を実施している。従来、酪農ヘルパーとはあまり縁がないと考えられていた動物専門学校等においても、学校側によると所属学生がヘルパーの仕事に関心を持つ可能性が高いということで、実施対象を広げ、積極的に周知するようにした。ヘルパー要員募集の広告掲載や学生インターンシップの実施も支援している。

また、酪農家の中にはヘルパーに対し厳しい態度で接する人もいることから、酪農家を対象として、ヘルパー受け入れに当たっての心構え等を習得するための研修を実施している。

酪農ヘルパーは動物が好きな方にとって非常に魅力的な仕事なので、国の指導の下、事業実施主体と連携して、志望する人が一人でも増えるよう環境整備等に取り組んでまいりたい。

(小澤座長)

自身の経験から、例えば愛玩動物看護師を目指す学生等も畜産へ強い関心を持っていると思うので、畜産分野を専門とする教育機関以外にも目を向けて、積極的に周知してほしい。

[議題（３）令和７年度畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の執行状況（不用額の分析等）]

特になし。

[議題（４）施設整備事業の事後評価結果（令和７年度事後評価分）]

特になし。

[議題（５）令和８年度の補助事業の概要等]

特になし。

[議題（６）その他]

(一丸企画調整部長)

本日都合により出席されていない高橋委員から、書面でご意見・ご質問を頂戴しているため、代読する。

・各事業の評価に当たり、定量的な評価がなじみにくい場合もあるのではないかと思いますので、定性的な評価指標と組み合わせた評価の実施も検討してはどうか。

・資料３－２に記載されている肉用牛緊急特別対策事業について、採択の概要（alicホームページ公表資料）によると「和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業」と「食肉処理高度化緊急特別対策事業」が含まれているとのことだが、これらは個別に予算措置が講じられているとの理解で良いか。

・国産畜産物安心確保等支援事業は、これまで本事業実施により蓄積されたノウハウもあると思うが、令和８年度に実施されていない経緯を教えてください。

(藤島総括理事)

１点目のご意見に対して回答する。評価方法は、事業ごとの実施要綱によるもののほか、事業のタイプに応じて規定されているところ。評価方法の設定については、難しい側面もあるが、今回、評価を見送った食肉流通施設等整備改善支援事業（食鳥処理等効率化・コスト低減施設整備事業）は、本来、事業完了３年後に事後評価を実施するところ、需給の大幅な変動等により事後評価を適切に行うことが困難なため、規定に基づき５年後に事後評価を実施することとしている。

費用対効果分析に関する規程の中で、今回のような需給変動に関する手続もあらかじめ定められていることから、施設整備事業については従来どおりの対応とさせていただきたいと考えている。

(大倉理事)

2 点目のご質問について。肉用牛緊急特別対策事業は、予算額100億円の中で和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業、食肉処理高度化緊急特別対策事業の2つのメニューがあり、それぞれ個別に予算が積算されている。令和7年度における不用の要因は、主に和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業において、子牛価格の回復を背景に奨励金の交付がなかったことによるものである。

3 点目のご質問について。国産畜産物安心確保等支援事業のうち家畜疾病拡大影響抑制対策事業の野外環境リスク低減対策事業は、令和7年度までは畜産業振興事業として実施してきたが、令和8年度は、日本中央競馬会畜産振興事業の豚熱経口ワクチン導入・保管体制整備事業として、これまでと同じ事業実施主体(公益社団法人中央畜産会)が実施していると聞いており、蓄積されたノウハウは活かされるものと期待している。

(佐藤委員)

今回評価対象となった事業は、事業規模に大きな差があるものの、いずれも淡々と説明がなされていた。和牛肉需要拡大緊急対策事業など、非常に多額の予算が措置されている事業について、もっと丁寧な説明を行い、情報を開示すべきではないか。

(藤島総括理事)

ご指摘のとおりと思料。自身が役員に就任して3年目だが、評価結果の報告の仕方については反省しているところ。ご指摘を踏まえ何かしら改善してまいりたい。

(佐藤委員)

是非検討すべきだと思う。

(長命委員)

文部科学省に要望すべき内容だとは思いますが、大学の附属農場に対する支援事業の検討をお願いするとともに、そのような支援に関して何か動きがあれば教えてほしい。

(藤島総括理事)

当機構で実施するのは経営安定対策及びその補完事業に限定すると整理された過去の経緯もあり、教育機関への支援は難しいことをご理解いただきたい。例えば、大学の附属農場等においても肉用牛を飼養し出荷している実態があると承知しているが、経営体ではないという整理の下、牛マルキン制度の対象外となって

いる。ただし、いただいたご意見については農水省に共有したい。

(小澤座長)

大学を試験研究機関と位置付けて、農水省と研究調査事業のような形で共同で取り組む事業を検討いただけると良いと思う。

(長命委員)

全国的に農学部を設置する大学が増えているが、資金面の制約から附属農場を設けられないところもあるようだ。学生が日常的に家畜と触れ合う機会があることにより、ヘルパーも含めた畜産分野の進路につながる可能性があるので、人材育成の観点からも、この課題について省庁横断的に情報共有をしてほしい。

(後藤委員)

海外では、大学が普及指導員のような役割を担い、農家と積極的にコミュニケーションを取り、技術移転を行っているところもある。日本では、大学にとって基礎研究が中心となり、農産業の現場との距離感がかなり遠いものとなっており、フィールド研究への理解が低い。まず構造的な改革が必要ではないか。

(後藤委員)

先が読めない昨今の世の中で、補助金は農家にとって心強いものだが、補助金頼みの経営になりかねないという側面もある。補助事業の受益者に対し、本来は経営者自身の工夫や積極的な情報収集により、補助金が不要な自立した経営状態となることが理想であるという前提とともに、各事業が措置された経緯や事業実施により目指す姿を伝える必要があるのではないか。

(小澤座長)

後藤委員の意見に関連して、例えば脱脂粉乳の在庫低減対策の取組状況を見て感じるのだが、事業効果がどの程度あったのかということが現場には伝わっていないので、目に見える形でフィードバックしてほしい。

(農林水産省林調査官)

いずれの委員のご指摘も、国としてしっかり対応していかなければならないと考えている。必ずしも補助金額が増えれば良いとは考えておらず、将来的に補助金に頼らずとも経営が成り立つことを目指して種々の支援を行っているところ。

様々な背景により多額の予算を措置する場合があるが、ご指摘のとおり、その事業を措置した国の意図や期待される事業効果を理解した上で事業を活用していただけるよう、alicによる執行段階も含め、しっかり対応してまいりたい。

9 閉会